

令和4年1月31日

各私立幼稚園設置者様

各私立認定こども園設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和3年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集について（通知）

標記について、国庫補助金を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集を行います。つきましては、令和3年12月～令和4年3月末までの期間において、当該事業を新たに実施（または実施を予定）する園は、下記のとおりご回答いただきますようお願いします。

※これまでの募集と要件が異なります。本通知文及び別紙の内容を全てご確認いただき、ご理解の上ご回答ください。
※非常に短い期間での募集となります。期限延長は致しかねます。ご了承ください。

記

1. 募集事業 ※必ず、別紙をご参照ください。

- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）4次
- ・園務改善のためのICT化支援事業 3次

2. 意向確認

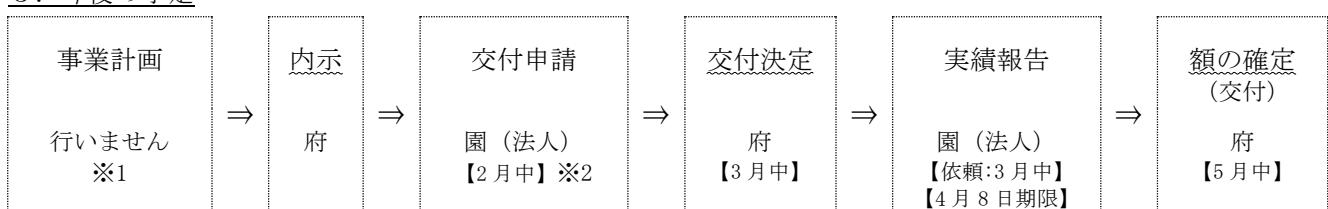
当該事業を実施する意向がある場合は、次のとおりご回答ください。 ※必ず、別紙をご参照ください。

(1) 回答方法： インターネット申込み

※URLは別紙に記載しています。

(2) 回答期限： **令和4年2月4日（金曜日）13時00分**

※期限を超えての回答は一切受け付けられませんのでご注意ください。

3. 今後の予定

※1 今回募集に係る当該事業については、事業計画書の提出は求めません。つきましては、本意向確認への回答内容をもって内示を行いますので、実施が確実である事業及び金額を精査の上、ご回答ください。

※2 交付申請は、これまで募集（令和4年1月13日付け教私第2715号において内示）した各事業と併せて依頼します。交付申請の提出は、非常に短い期限での依頼となる見込みです。ご理解の程、よろしくお願ひします。

※3 今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。なお、メールは、本意向確認の回答（インターネット申込み）時にご入力いただくメールアドレスにて行います。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

【担当】 大阪府教育庁 私学課 幼稚園振興グループ 担当：高山 (電話) 06-6210-9273 (メール) shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

令和3年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集について

【1】 募集事業・補助対象事業者

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）4次

施設類型： 幼稚園・幼稚園型認定こども園

設置者種別： 学校法人・宗教法人・個人

※令和3年度において、下記事業に係る内示を受けている園も対象です。

- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）1次
- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備）2次
- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）3次

園務改善のためのICT化支援事業 3次

施設類型： 幼稚園・幼稚園型認定こども園

設置者種別： 学校法人・宗教法人・個人

※令和3年度において、下記事業に係る内示を受けている園も対象です。

- ・園務改善のためのICT化支援事業 1次
- ・園務改善のためのICT化支援事業 2次

【2】 交付基準額・補助率・補助対象経費

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）4次

1. 交付基準額

次のとおり、令和3年5月1日現在の認可定員に応じた額を上限とします。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (ア) 認可定員 19人以下 | 1施設当たり 300千円 |
| (イ) 認可定員 20人以上 59人以下 | 1施設当たり 400千円 |
| (ウ) 認可定員 60人以上 | 1施設当たり 500千円 |

2. 補助率(予定)

府(国)1/2、事業者1/2 ※令和3年度の同事業と異なり、事業者負担が発生しますのでご注意ください。

3. 補助対象経費 ※詳細についてはFAQをご確認ください。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入
- (イ) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要となるかかり増し経費

4. 補助対象期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日の期間に実施及び完了した事業

※発注から納品・支払いが上記期間外の事業は認めません。

5. 注意事項

- (ア) 交付希望額は次の算式により算出した額とします。

算式：([交付基準額]または[事業実施に要する額のうち補助対象経費]のいずれか低い方) × 補助率

※予算の範囲内での補助金執行となるため、各園の申請状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

- (イ) 本募集に係る事業計画書の提出は求めません。つきましては、本意向確認への回答内容に基づき内示を行いますので、実施が確実である事業及び金額を精査の上、ご回答ください。

※内示額は令和4年度の本事業の交付基準額の上限にも影響を及ぼします(詳細は下記(ウ)をご確認ください)。

- (ウ) 本事業は令和4年度にも募集を行う予定です。現時点での予定は以下のとおりです。

募集時期：令和4年4月以降

交付基準額：本募集と同様

補助率：府(国)10/10

※今回の募集とは異なり、事業者負担は発生しない見込みです。

ただし、国の予算状況によっては交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

補助対象経費：本募集と同様

補助対象期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間に実施及び完了した事業
対象事業者：幼稚園・幼稚園型認定こども園の設置者のうち、今年度の本募集で回答(申請)しない園
及び、本募集で交付基準額が上限額に満たない園

ただし、今年度、本事業に申請(本意向確認に回答)する場合、令和4年度の交付基準額の取扱いは、次のとおりです。

算式：(令和4年度の交付基準額※1) - (令和3年度の補助対象経費※2) = 令和4年度の交付基準額上限※3

(※1) この交付基準額は、令和4年度の交付基準額(上記5(ウ))に記載の額をいいます。

(※2) この補助対象経費は、今年度の本事業に係る内示(イ)時点の額をいいます。内示後に辞退した場合や、事業に要した経費が内示額を下回った場合であっても、考慮されません。本意向確認の回答にあたっては、十分にご留意ください。

(※3) この交付基準額は、令和4年度の交付基準額の上限をいいます。今年度、本事業に申請(意向確認に回答)しない園は、(※1) = (※3)となります。

(※4) 今年度、本事業にかかる補助対象経費が交付基準額の上限に達した園は、令和4年度は申請できません。

(エ) 令和3年度における本補助金に係る各事業において、内示を受けている(事業計画書に記載している)経費を本事業へ振替することは認めません。

(オ) 業者都合等により、補助対象期間（令和3年12月1日～令和4年3月31日）に発注から納品・支払いまで完了できなかつた場合も、令和4年度に改めて申請しなおすことや、令和3年度の内示額等を変更することはできませんのでご注意ください。

園務改善のためのICT化支援事業 3次

1. 交付基準額

1施設当たり 1,000千円

2. 補助率(予定)

府(国)3/4、事業者1/4 ※これまでと同様に事業者負担が生じます。

3. 補助対象経費 ※詳細についてはFAQをご確認ください。

幼稚園教諭の事務負担軽減を図るために支援システムの導入、コロナ禍においてニーズが顕在化したICT環境の整備に必要な経費

4. 補助対象期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日の期間に実施及び完了した事業

※発注から納品・支払いが上記期間外の事業は認めません。

5. 注意事項

(ア) 交付希望額は次の算式により算出した額とします。

算式：([交付基準額]または[事業実施に要する額のうち補助対象経費]のいずれか低い方) × 補助率

※予算の範囲内での補助金執行となるため、各園の申請状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

(イ) 本募集に係る事業計画書の提出は求めません。つきましては、本意向確認への回答内容をもって内示を行いますので、実施が確実である事業及び金額を精査の上、ご回答ください。

※内示を受けた場合、令和4年度の本事業へ申請できません(詳細は下記(ウ)をご確認ください)。

(ウ) 本事業は令和4年度にも募集を行う予定です。現時点での予定は以下のとおりです。

募集時期：令和4年4月以降

交付基準額：本募集と同様

補助率：本募集と同様 ※国の予算状況によっては交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

補助対象経費：本募集と同様

補助対象期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間に実施及び完了した事業

対象事業者：幼稚園・幼稚園型認定こども園の設置者のうち、本募集で回答(申請)しない園

※今年度、本事業に申請(本意向確認に回答)する場合、令和4年度は申請できません。

(エ) 令和3年度における本補助金に係る各事業において、内示を受けている(事業計画書に記載している)経費を本事業へ振替ることは認めません。

(オ) 業者都合等により、補助対象期間（令和3年12月1日～令和4年3月31日）に発注から納品・支払いまで完了できなかつた場合も、令和4年度に改めて申請しなおすことや、令和3年度の内示額等を変更することはできませんのでご注意ください。

【3】 その他

- ・事業を実施することが確実である場合のみ、期限までに本意向確認にご回答ください。
なお、ご回答にあたっては、本通知文および別紙・FAQ・交付要綱(案)を必ずご確認ください。
※ご回答がない場合、当該事業について、本補助金の活用がないものとみなします。
※本意向確認への回答内容をもって内示を行います。内示額は、令和4年度の本事業の交付基準額の上限にも影響を及ぼします(詳細は「【2】交付基準額・補助率・補助対象経費」をご確認ください)。
- ・本意向確認のご回答をもって本補助金の交付が決定するものではありません。
必要な諸手続きについては、大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会」への掲載またはメールにて随時通知します。
※メールは、本意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただくメールアドレスにて行います。
ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・本意向確認へご回答いただいた事業について、最終的な適否の判断は実績報告書(及び、併せて提出いただく根拠資料)の内容を審査の上行います。つきましては、内示・交付決定を受けた園であっても、交付対象外となる場合があります。ご了承ください。
- ・今回の追加募集が最後となる見込みです。
- ・個別の質問やお問い合わせには対応致しかねます。
恐れ入りますが、ご不明点がございましたらFAQをご確認ください。
- ・本意向確認の回答は下記URLよりインターネット申込みにて行ってください。
URL : <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022010104>
期限 : 令和4年2月4日(金曜日)13時00分
※期限を超えての申請は一切受けません。
※インターネット申込みへの回答内容は、画面コピーを行うなど、各園において確實に保存・保管をお願いします。

以上